

西東京国際イノベーション共創拠点 テストキッチン利用規約

令和8年6月1日 制定

この規約（以下、「本規約」という。）は、国立大学法人東京農工大学（以下、「本学」という。）に設置する西東京国際イノベーション共創拠点（以下、「共創拠点」という。）2階テストキッチン（以下、「当キッチン」という。）の利用時間、利用方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（利用目的）

第1条 当キッチンは、新製品の開発や試作、製造における研究開発又は共創拠点を基点とした産学連携での事業展開や実証実験等を目的として利用することを原則とする。

（利用資格）

第2条 当キッチンに入室し、前条に定める活動ができる者（以下、「利用者」）は、次のとおりとする。

- (1) 共創拠点2階シェアオフィス（以下、「シェアオフィス」という。）における個室会員及びコワーキングオフィス会員（以下、「入居会員」という。）
- (2) 入居会員のゲスト利用者（以下、「ゲスト」という。）
- (3) 入居会員の申込を前提とする入居希望者（以下、「入居希望者」という。）
- (4) 本学又は共創拠点が主催・共催となり実施するイベント関係者（以下、「イベント関係者」という。）
- (5) 共創拠点が主体となり活動している事業又はプログラム等の関係者（以下、「事業関係者」という。）

（入居会員の利用登録）

第3条 入居会員で当キッチンの利用を希望する者は、シェアオフィス受付窓口担当者（以下、「受付」という。）に共創拠点が指定する当キッチンの利用登録フォームを提出し、登録申込を行うものとする。

- 2 登録申込ができる者は、入居会員のみとする。
- 3 利用登録フォームには、原則、食品衛生責任者又はそれに準ずる資格を有する者（以下、『食品衛生資格保有者』という。）を1名以上記載するものとする。
- 4 前項に関わらず、利用目的が販売・製造を伴わない試作や研究開発等であり、かつシェアオフィス運営担当者（以下、「担当者」という。）が衛生管理上の安全を十分に確保できると認められた場合に限り、食品衛生資格保有者の記載が無くても登録申込ができるものとする。
- 5 登録申込を実施した入居会員は、所定の手続きを完了の後、受付より当キッチンの利用方法及び遵守事項等の説明を受けなければならない。

(入居会員及びゲストの予約申請)

第4条 利用登録を完了した入居会員は、シェアオフィス専用の予約システム（以下、「予約システム」という。）を用いて、利用可能な時間帯を指定し、原則、利用予定日時の1か月前より予約ができるものとする。

- 2 予約システムを用いて、当キッチンの予約申請が完了した者は、予約した時間帯（以下、「予約時間」という。）に限り、当キッチンを利用することができる。
- 3 入居会員が予約申請を行う際、ゲストの利用を申請することで、ゲストは当キッチンを利用できるものとする。
- 4 ゲストは、予約申請した入居会員との同時利用を前提とする。
- 5 ゲストへの当キッチンにおける利用方法及び遵守事項等は、予約申請した入居会員が責任をもって指導するものとする。

(入居希望者の予約申請)

第5条 入居希望者は、担当者へ共創拠点が指定する当キッチン利用申請書（以下、「申請書」という。）を提出し、当キッチンの利用を申請するものとする。

- 2 担当者は、受領した申請書にもとづき、予約システムを用いて、利用可能な時間帯を指定し、利用予定日時の1か月前より代理で当キッチンの予約ができるものとする。
- 3 本条1項に定める申請が完了した入居希望者は、担当者が代理で予約した予約時間に限り、当キッチンを利用できるものとする。
- 4 予約申請をした入居希望者は、当キッチンの利用開始前に担当者より当キッチンの利用方法及び遵守事項等の説明を受けなければならない。
- 5 入居希望者として当キッチンを利用申請できる回数は原則1回とする。

(イベント関係者及び事業関係者の予約申請)

第6条 イベント関係者又は事業関係者は、担当者へ申請書を提出し、当キッチンの利用を申請するものとする。

- 2 担当者は、受領した申請書にもとづき、予約システムを用いて利用可能な時間帯を指定し、利用予定日時の1か月前より代理で当キッチンの予約ができるものとする。
- 3 本条1項で定める申請が完了したイベント関係者又は事業関係者は、担当者が代理で予約した予約時間に限り、当キッチンを利用できる。
- 4 予約申請をしたイベント関係者又は事業関係者は、当キッチンの利用開始前に担当者より当キッチンの利用方法及び遵守事項等の説明を受けなければならない。
- 5 イベント関係者が当キッチンを利用申請できる日は、原則、共創拠点でのイベント開催日のみとする。

(利用時間)

第7条 当キッチンの利用時間はシェアオフィスの休業日や本学行事等による休止・停止を除き、平日 9:00～17:00 とする。ただし、担当者が認めた場合に限り、休日 9:00～22:00 及び平日夜間 17:00～22:00 も利用できるものとする。

- 2 予約時間には準備、片付け、清掃、衛生確認までを含むものとする。
- 3 入居会員における予約後の利用キャンセルについては、予約開始時間の前までに、予約をした利用者が予約システムを用いて1時間単位で取り消しの手続きができるものとする。日程変更の場合も同様に、予約システムを用いるものとする。
- 4 入居希望者、イベント関係者、事業関係者における予約後の利用キャンセルについては、予約日前日までに、申請書を提出した利用者が担当者へ通知することで、1時間単位で取り消しができるものとする。日程変更の場合も同様に、予約日前日までに担当者へ通知するものとする。
- 5 当キッチン利用中に予約時間を変更する場合、必ず受付又は担当者まで連絡するものとする。受付又は担当者は、次の利用者に影響が無いこと等を確認した上で、変更を認めるものとする。なお、予約時間の変更を頻繁に行う利用者に対しては、注意を促すことがある。
- 6 過度な複数時間帯の予約や頻繁のキャンセル等で、他の申請者に対する予約の妨げが続いた場合、嚴重注意とし、予約申請を制限することがある。
- 7 原則本条1項で定めた利用時間外に、当キッチン内（冷凍庫及び冷蔵庫含む）に私物を保管することはできないものとする。ただし、日をまたいで連続する利用時間を事前に予約している場合には、その限りではない。

(利用料金)

第8条 当キッチンの利用料金は1時間当たり 1,320 円（税込み）とする。

- 2 本規約第2条（2）～（5）の利用者からは、当キッチンの利用料金を徴収しないものとする。ただし、第2条（4）の利用者においては、共創拠点が主催するイベント関係者に限定するものとする。
- 3 必要に応じて支給する衛生管理用品について、実費額を請求する場合がある。請求額に関しては、当キッチン利用開始前に通知するものとする。
- 4 予約時間を超過した場合、利用者に利用料金（1時間単位）を請求できるものとする。また、予約終了時間までに当キッチンの原状回復等が完了せず、次の利用者の開始時間を遅らせた場合、その分の利用料金（1時間単位）を請求できるものとする。

(利用料金の請求)

第9条 利用料金の請求は、月末締め翌月請求とし、支払い期限は請求書発行日から 30 日以内とする。

- 2 利用料金の請求は、予約システムの申込情報に基づいた利用者に行うものとする。
- 3 利用料金は、本学指定の銀行口座への振込を原則とする。振込に関する手数料は利用者負担とする。

- 4 既納の利用料は理由の如何を問わず、返金しないものとする。
- 5 予約開始時間を経過した後の無断キャンセルは、100%相当額を請求するものとする。ただし、37.5度以上の発熱症状又は体調不良の理由による場合、この限りではない。

(禁止事項・利用制限)

第10条 次の事由があると判断した場合、当キッチンの予約申請を認めないことがある。その場合、受付及び担当者は、その理由についての一切の開示義務を負わないものとする。

- (1) 予約申請の内容が第1条の利用目的に適合しない場合
 - (2) 予約申請の内容に虚偽がある場合
 - (3) 過去に本規約又は共創拠点諸規約に違反したことがある場合
- 2 次の事由に該当する場合、予約申請を取り消し又は解除することとし、当キッチン利用中の場合、利用者の責任と負担で原状回復の上、速やかに退出するものとする。その際に生じた損害については原則利用者にて負担するものとし、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (1) 予約申請の記載にある利用目的・内容・人数と実際が著しく異なる場合
 - (2) 予約申請の記載に虚偽がある場合
 - (3) 臭気・振動・大音量を発生させ、周囲に悪影響を与えられるものを無断で持ち込み・利用した場合
 - (4) 37.5度以上の発熱症状又は体調不良が認められる場合
 - (5) ゲストの単独利用が確認された場合
 - (6) 公序良俗に反する目的や食品衛生法及び関係法令の観点から非常識な行為等が確認された場合
- 3 次の事項に該当する物は、当キッチン内の持ち込みを禁止とする。
- (1) 販売等を禁止されている食品及び添加物
 - (2) ふぐなど毒性の食品
- 4 利用者の権利及び義務は、第三者への貸与又は譲渡ができないものとする。

(免責事項)

第11条 当キッチンの利用にあたり、責任の区分は次のとおりとする。

- (1) 荷物・貴重品などは利用者の責任で厳重に管理し、盗難、紛失が発生した場合でも、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (2) 食品衛生管理は利用者の責任の下で行うこととし、食中毒等のトラブルが発生した場合、本学に責がある場合を除き利用者が責任を負うものとする。
- (3) 利用者の当キッチン 利用に伴う事故・けが・体調不良については、本学に重大な過失がない限り、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (4) 利用者が調理目的で包丁等の刃物類を持ち込む場合、利用者が責任を持って管理・保管・撤収することとし、持込んだ刃物類でけがや事件、事故が発生した場合、本学は一切の責任を負わないものとする。

- (5) 利用者が当キッチン内の設備（オーブン、冷蔵庫、コンロ、シンク、給排水設備等）の予期せぬ不具合・故障等によって、製造や販売に支障をきたした場合においても、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (6) 震災等の災害、荒天、交通事情等の不可抗力や官公庁からの指導、その他本学の責めに帰さない事由により利用が中止となった場合でも、本学はその損害について一切の責任を負わないものとする。
- (7) 本項（1）～（6）までの規定の他、利用者が行った判断又は行為等のいかなる結果についても、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 本学が提供する各種サービスにおいて、本学の責めに帰すことのできない不可抗力による各種契約の全部又は一部の履行遅滞、履行不能又は不完全履行については、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (9) 利用者が本規約に違反して本学が損害を被った場合、本学は損害に応じた損害賠償を求めるものとする。

（利用方法：入退室）

第12条 利用者は、当キッチンが定める所定の手順に従い、利用を開始することとする。退室時は同様に当キッチンが定めるルールに従い、利用を終了するものとする。

（利用方法：衛生・安全管理）

- 第13条 利用者は、食品衛生法及び関係法令を遵守し、安全衛生に留意して使用する。
- 2 当キッチンに食品以外の物品を持ち込む場合、事前に書面にて申告し、受付又は担当者から許可を得るものとする。
 - 3 食中毒などのトラブルが発生した場合、利用者自身の責任において対応するものとし、受付又は担当者へ速やかに申告するものとする。
 - 4 利用者は、当キッチンの性質上、完全なアレルギー分離は出来ず、留意して利用するものとする。
 - 5 利用者は、当キッチンで製造したものを不特定多数の者に配布・販売する場合、食品表示法に則りコンタミネーション（微量混入）のリスクがあることを明記するものとする。

（利用方法：営業目的の利用における遵守事項）

第14条 当キッチンを利用して営業を目的とした食品を製造・販売する場合、次のとおり、取り扱うものとする。

- (1) 当キッチンは東京都の保健所より飲食店営業許可、そうざい製造許可、菓子製造許可、密封包装食品製造許可を取得しており、利用者は受付及び担当者からの衛生管理指導には従うものとする。
- (2) 食品の製造・販売を目的とする利用者は製造者且つ販売者（以下、「製造販売者」という。）にあたることから、当キッチンでの利用開始前に最寄りの保健所に営業許可申請を行い、保

健所から発行された営業免許交付書のコピー1部を担当者に届出するものとする。

- (3) 製造販売者が製造場所として当キッチンを外へ公開する場合、当キッチンでの当該食品の調理・製造前に、製造販売者は共創拠点が指定する製造場所公開商品届を担当者に届出するものとし、受理された後、調理・製造を開始するものとする。製造場所公開商品届は、製造ごとに届出するものとし、当キッチンで調理したもの以外が1品でも入っている場合、当キッチンを製造場所として所在地利用することはできないものとする。
- (4) 当キッチンで製造された製品の表示ラベル及び公開情報として、製造販売者の名称・住所・電話番号を記載のうえ、製造場所として当キッチンの所在を併記することとする。製造販売者は、必要な情報（製造販売する食品等の品名・容器・持ち込み調理器具・ラベルの表示内容・販売方法・管理方法等）を速やかに担当者に報告するものとする。
- (5) 製造販売する製品に対して本学に関する名称を使用する場合、別途定める規程に従い、対応するものとする。
- (6) 製造販売者は、保健所の衛生管理指導のもと、HACCPに基づいた衛生管理を徹底するものとし、自社の衛生管理マニュアルを作成し、当キッチンの利用終了後、コピー1部を受付又は担当者に届出するものとする。
- (7) 販売した食品により食中毒や被害が出た場合、本学は一切の責任を負わないものとする。
- (8) 食中毒等の被害が発生し、製造販売者の責任が特定された場合、本学は当キッチンが適切な衛生状態に復旧することに要した費用を製造販売者に請求するものとする。

（利用方法：原状回復・清掃）

第15条 予約時間終了までに利用者の責任のもと、次のとおり当キッチンにおける原状回復を済ませるものとする。

- (1) 備え付けの備品類等を原状の配置に復元するものとする。
 - (2) ゴミは、燃えるゴミ、燃えないゴミ、缶、瓶、ペットボトル、生ゴミ、廃油、段ボール等に分別して所定のごみ集積場へ処分するものとする。
 - (3) 使用した調理器具・機器等は決められた方法で洗浄し、所定の場所に戻しておくものとする。
- 2 当キッチン内に備え付けの器具又は貸付品を紛失又は破損してしまった場合、必ず受付又は担当者まで申告するものとする。

（トラブル発生時の対応）

第16条 当キッチン利用中に当キッチン内に設置されている機器類の破損、事故やトラブルが発生した場合、利用者は速やかに受付又は担当者に報告するものとする。

- 2 受付又は担当者が警察・消防・医療機関等との連携が必要と判断した場合、利用者の同意なく連絡・対応することがある。

(その他)

第17条 本規約に定めるものの他は、別途定める西東京国際イノベーション共創拠点 利用要項（以下、「利用要項」という。）に準ずるものとする。

2 本規約及び利用要項に定めのない事由が発生した際には、速やかに受付又は担当者に連絡のうえ、協議するものとする。

附 則

この規約は、令和8年6月1日から施行する。